

琉球大学農学部規程

〔 昭和 47 年 4 月 1 日  
制 定 〕

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、琉球大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学農学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(農学部の目的)

**第 2 条** 本学部は、沖縄の亜熱帯島嶼性という地理的・自然環境条件及び歴史的・文化的特性を活かし、生物の生存環境と人間の共生を目指して、持続的食料生産、地域農業、環境保全、生物資源・エネルギー利用、栄養・健康・長寿及び発酵・生命に関する専門教育と研究を深化させ、その成果の蓄積・活用と人材育成によって、地域社会並びに国際社会の発展に貢献することを目的とする。

(農学部の教育目標)

**第 3 条** 本学部は、前条の目的を達成するために次の教育目標を置く。

- (1) 亜熱帯地域特有の生物多様性やアジア・環太平洋地域の玄関口という地理的特性を活かし、農業・食料・環境・生命に関する科学の基礎を修めた総合的教養人を育成する。
- (2) 豊かな創造力と応用力を持ち、国際性を兼ね備え、地域社会及び国際社会で活躍できる人材を育成する。
- (3) 豊富な知識と柔軟な思考能力を併せ持ち、現代社会のニーズに対応できる専門職業人を育成する。

(構成)

**第 4 条** 本学部に、次の学科を置く。

亜熱帯地域農学科  
亜熱帯農林環境科学科  
地域農業工学科  
亜熱帯生物資源科学科

(学科の目的)

**第 5 条** 本学部の各学科の教育・研究と人材育成の目的は以下のとおりとする。

- (1) 亜熱帯地域農学科は、国際的な視点で地域農林畜産業の振興に携わる指導力のある有用な人材、並びに地域資源循環システムに基づく持続的農業生産並びに農と社会との共生を構築できる実践的人材の育成を目的とする。
- (2) 亜熱帯農林環境科学科は、資源生物や野生生物とそれらを取巻く環境の機能・特性の解明を通じ、生物や環境に関連する分野で活躍する有能な人材、並びに生物多様性の価値を理解し、豊かな環境の確保と保全に貢献できる実践的人材の育成を目的とする。
- (3) 地域農業工学科は、農村環境整備と緑・土・水資源の保全と改善に貢献できる有能な人材、並びに情報技術を応用し、食料生産から流通・加工に係わる農業生産及びエネルギーシステムに関する社会的要求を総合的に問題解決できる実践的人材の育成を目的とする。
- (4) 亜熱帯生物資源科学科は、亜熱帯生物資源の機能開発と高度利用に関する専門知識と技術を有する有能な人材、並びに生物資源関連産業、発酵産業及び健康・食品産業の振興・発展に貢献できる実践的人材の育成と栄養士の養成を目的とする。

(教育研究分野)

**第 6 条** 本学部の学科に、教育研究分野を別表 1 のとおり置く。

(教育コース)

**第 7 条** 本学部の学科に、教育コースを別表 2 のとおり置く。

(附属教育研究施設)

第 8 条 本学部に亜熱帯フィールド科学教育研究センターを置く。

(共通教育等の授業科目の種類等)

第 9 条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数及び履修方法は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の区分、種類等)

第 10 条 専門教育の授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 各学科及び教育コースの授業科目の種類及び履修方法は、別表 3 のとおりとする。

(授業科目の公示)

第 11 条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の始めに公示する。

ただし、臨時に開講する授業科目については、そのつど公示する。

(単位の計算方法)

第 12 条 専門教育の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適当と認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

3 前 2 項に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表 3 のとおりとする。

(卒業の要件)

第 13 条 卒業するには、大学に 4 年以上在学し、別表 3 に定める単位を取得しなければならない。

(卒業の判定)

第 14 条 卒業資格の判定は、教授会が行う。

(教員免許)

第 15 条 本学部の学生で教育職員免許法に基づく教員免許状を取得しようとする者は、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目について所要の単位を取得しなければならない。

(転学)

第 16 条 本学部の学生で他大学へ転学を希望する者があるときは、学科長を経て学部長の許可を得なければならない。

(転入学、編入学)

第 17 条 転入学及び編入学については、琉球大学転入学規程及び琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(転学部、転学科)

第 18 条 転学部及び転学科については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

(指導教員)

第 19 条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、各学科の年次毎に指導教員を置く。

附 則

- 1 この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する者に係る教育課程に関しては、第 6 条の規定にかかわらずこの規程施行の際、現に効力を有していた本学の諸規程を適用する。

附 則(昭和 50 年 10 月 23 日)

この規程は、昭和 50 年 10 月 23 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。  
ただし、別表 1 中畜産学科の畜産環境学・衛生学の学科目は昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 11 月 17 日)

この規程は、昭和 53 年度に入学する者から適用する。

附 則(昭和 53 年 10 月 9 日)

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 10 月 11 日)

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の改正規定については昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 9 月 25 日)

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 11 月 25 日)

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年 3 月 31 日に農学部の農学科、農芸化学科、農業工学科、畜産学科、林学科に在学していた者については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 農学部の農学科、農芸化学科、農業工学科、畜産学科、林学科は改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 31 日に農学部の当該学科に在学する者が農学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 5 年 12 月 22 日)

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条及び第 8 条の規定は、平成 6 年度の入学者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、改正後の第 8 条の規定を、平成 6 年 3 月 31 日に在学する者(以下「在学者」という。)に適用する。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に改正後の第 6 条及び第 8 条の規定に基づき平成 6 年度以降の入学者のために開設される授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則(平成 6 年 4 月 13 日)

この規程は、平成 6 年 4 月 13 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 6 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 14 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に農学部の生物生産学科，生産環境学科，生物資源科学科に在学する者については，改正後の第 10 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 農学部の生物生産学科，生産環境学科，生物資源科学科は改正後の第 4 条の規定にかかわらず，平成 21 年 3 月 31 日に農学部の当該学科に在学する者が農学部の当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 8 日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (教育研究分野)

学 科	教育研究分野
亜熱帯地域農学科	農林経済科学分野, 植物生産科学分野, 動物生産科学分野, 農林共生科学分野
亜熱帯農林環境科学科	植物機能科学分野, 動物機能科学分野, 森林環境科学分野, 生態環境科学分野
地域農業工学科	農村環境・基盤整備学分野, 農村環境保全・防災学分野, バイオシステム工学分野,
亜熱帯生物資源科学科	生物機能開発学分野, 食品機能科学分野, 発酵・生命科学分野, 健康栄養科学分野

別表 2 (教育コース)

学 科	教育コース
亜熱帯地域農学科	農林経済学コース, 植物開発学コース, 循環畜産学コース, 農林共生学コース
亜熱帯農林環境科学科	植物機能学コース, 動物機能学コース, 森林環境学コース, 生態環境科学コース
地域農業工学科	バイオシステム工学コース, 地域環境工学コース
亜熱帯生物資源科学科	生物機能開発学コース, 食品機能科学コース, 発酵・生命科学コース, 健康栄養科学コース

## ※学部共通科目

科目番号	授業科目	単位数	受講年次	授業内容	備考
農共 211	熱帯農学総合実習	2	2・3・4	熱帯農学に関する基礎的理論の習得と現地における総合実験及び演習	夏季休暇中に実施
農共 212	亜熱帯林体験実習	1	2・3	亜熱帯林について、幅広い知識の習得を目指す。全国単位互換「公開森林実習」該当科目	夏季休暇中に実施

## ※学部提供教職・教科科目

科目番号	授業科目	単位数	週時間	受講年次	学期	備考
農共 441	農業科教育法 I	2	2-0	3・4	前	高校一種農業
農共 442	農業科教育法 II	2	2-0	3・4	後	高校一種農業
農共 443	職業指導	2	2-0	3・4	前	高校一種農業
農共 444	教職実践演習	2	2-0	4	後	高校一種農業

注) 1. 教員免許を取得したい学生は、教育学部の提供する教職以外に上記の科目を履修すること。